

4 遺伝子組換え食品の表示について

4 遺伝子組換え食品の表示について

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

- 1 遺伝子組換え食品とは
- 2 表示の対象となる食品
- 3 遺伝子組換え食品の表示方法

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

食品表示基準別表第16、第17、第18

群馬県HPへ

1 遺伝子組換え食品とは
別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を組み込み、新しい性質を持たせた農産物や、それを原材料とする加工食品。

2 表示の対象となる食品
審査により安全性が確認された遺伝子組換え農産物とその加工食品について表示が義務付けられている。(食品表示基準別表第16、第17、第18)

(例) 大豆(遺伝子組換え)

(1) 従来のもとの組成、栄養価等が同等の農産物8作物
(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ)とこれを原材料とする豆腐・油揚げ類などの加工食品33食品群

(2) 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なる農産物
(高オレイン酸大豆、ステアリン酸産生大豆、高リシンとうもろこし)とこれを原材料とする加工食品



食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

2 表示の対象となる食品

(1) 従来のもとの組成、栄養価等が同等の農産物8作物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ)とこれを原材料とする加工食品33食品群

●大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)

1 豆腐類・油揚げ類	9 大豆いり豆
2 凍り豆腐、おから及びゆば	10 1から9までに掲げるものを※主な原材料とするもの
3 納豆	11 調理用の大豆を※主な原材料とするもの
4 豆乳類	12 大豆粉を※主な原材料とするもの
5 みそ	13 大豆たんぱくを※主な原材料とするもの
6 大豆煮豆	14 枝豆を※主な原材料とするもの
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	15 大豆もやしを※主な原材料とするもの
8 きなこ	



※主な原材料とは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のもの。

食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

2 表示の対象となる食品

(1) 従来のもとの組成、栄養価等が同等の農産物8作物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ)とこれを原材料とする加工食品33食品群

●とうもろこし

- 16 コーンスナック菓子
- 17 コーンスターチ
- 18 ポップコーン
- 19 冷凍とうもろこし
- 20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
- 21 コーンフラワーを※**主な原材料**とするもの
- 22 コーングリッツを※**主な原材料**とするもの(コーンフレークを除く。)
- 23 調理用のとうもろこしを※**主な原材料**とするもの
- 24 16から20までに掲げるものを※**主な原材料**とするもの



※**主な原材料**とは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のもの。

食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

2 表示の対象となる食品

(1) 従来のもとの組成、栄養価等が同等の農産物8作物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ)とこれを原材料とする加工食品33食品群

●ばれいしょ

- 25 ポテトスナック菓子
- 26 乾燥ばれいしょ
- 27 冷凍ばれいしょ
- 28 ばれいしょでん粉
- 29 調理用のばれいしょを※**主な原材料**とするもの
- 30 25から28までに掲げるものを※**主な原材料**とするもの



●なたね

●綿実

※**主な原材料**とは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のもの。

食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

2 表示の対象となる食品

(1) 従来のもとの組成、栄養価等が同等の農産物8作物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ)とこれを原材料とする加工食品33食品群

●アルファルファ

31 アルファルファを※**主な原材料**とするもの

●てん菜

32 調理用のてん菜を※**主な原材料**とするもの

●パパイヤ

33 パパイヤを※**主な原材料**とするもの



※**主な原材料**とは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のもの。

食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

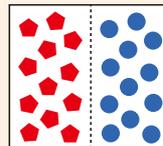
4 遺伝子組換え食品の表示について

● 遺伝子組換え農産物
● 非遺伝子組換え農産物

3 遺伝子組換え食品の表示方法

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品業者まで、生産、流通及び加工の各段階で**混入が起こらないように管理**し、そのことが書類などにより証明されていること。



混入しないように管理



食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

● 遺伝子組換え農産物
● 非遺伝子組換え農産物

3 遺伝子組換え食品の表示方法

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品業者まで、生産、流通及び加工の各段階で**混入が起こらないように管理**し、そのことが書類などにより証明されていること。



アメリカ



食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

● 遺伝子組換え農産物
● 非遺伝子組換え農産物

3 遺伝子組換え食品の表示方法

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品業者まで、生産、流通及び加工の各段階で**混入が起こらないように管理**し、そのことが書類などにより証明されていること。



日本



食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

3 遺伝子組換え食品の表示方法

(1) 従来のもとの組成、栄養価等が同等の農産物8作物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ)とこれを原材料とする加工食品33食品群

① 分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を分別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合 **(義務表示)**

(例1) 分別した遺伝子組換え大豆を原材料に使用した食品
大豆の次に括弧を付けて「(遺伝子組換え)」等と表示する。
大豆(遺伝子組換え)

② 分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を分別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合 **(義務表示)**

(例2) 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料に使用した食品
大豆の次に括弧を付けて「(遺伝子組換え不分別)」等と表示する。
大豆(遺伝子組換え不分別)

◆ 遺伝子組換え農産物

● 非遺伝子組換え農産物

食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係
群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

遺伝子組換え農産物の意図せざる混入

分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、**大豆**及び**とうもろこし**については遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性がある。

◆

●

→

◆

●

→

◆

●

意図せざる混入

◆ 遺伝子組換え農産物

● 非遺伝子組換え農産物

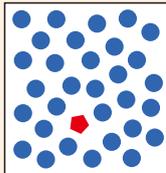
食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係
群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

◆ 遺伝子組換え農産物
● 非遺伝子組換え農産物

遺伝子組換え農産物の意図せざる混入

分別生産流通管理が適切に行われている場合には、大豆及びとうもろこしのみ、**5%以下**の意図せざる混入が認められており、「遺伝子組換えでない」旨の表示が可能であった。



意図せざる混入が5%以下

大豆(遺伝子組換えでない)

→

大豆(非遺伝子組換え)

など

最大5%の混入→遺伝子組換えでないと表示することは誤認を招く

表示制度の変更(令和5年4月1日から)

※大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはない。



食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

従来の表示制度

100%	義務表示	大豆(遺伝子組換え) など	100%
5%以下	義務表示	大豆(遺伝子組換え不分別) など	5%以下
0%	任意表示	大豆(遺伝子組換えでない) 大豆(非遺伝子組換え) など	0%

新しい表示制度

100%	義務表示	大豆(遺伝子組換え) など	100%
5%以下	義務表示	大豆(遺伝子組換え不分別) など	5%以下
0%	任意表示	大豆(分別生産流通管理済み) など 「遺伝子組換えでない」旨の表示ができない	0%
0%	任意表示	大豆(遺伝子組換えでない) 大豆(非遺伝子組換え) など	0%

※事業者が分別生産流通管理を行っていることが前提

令和5年4月1日から新たな遺伝子組換え表示制度が開始
それまでの間は表示切替えのための準備期間



食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

◆ 遺伝子組換え農産物
● 非遺伝子組換え農産物

3 遺伝子組換え食品の表示方法

表示例

① 分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を分別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合	大豆(遺伝子組換え)	義務表示
	大豆(遺伝子組換え不分別)	
② 分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合	大豆(分別生産流通管理済み)	任意表示
	原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。	
③ 遺伝子組換え農産物が混入しないように、分別生産流通管理が行われたことを確認した農産物及びそれを加工食品の原材料とした場合	大豆及びとうもろこしの場合(意図せざる混入率:5%以下)	任意表示
	大豆(遺伝子組換えでない)	
④ 分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる農産物及びそれを加工食品の原材料とした場合	大豆(非遺伝子組換え)	任意表示

食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

4 遺伝子組換え食品の表示について

3 遺伝子組換え食品の表示方法

(2) 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なる農産物(高オレイン酸大豆、ステアリドン酸産大豆、高リシンとうもろこし)とこれを原材料とする加工食品(義務表示)

(例) 高オレイン酸大豆を原料に使用した加工食品
大豆の次に括弧を付けて「(高オレイン酸遺伝子組換え)」等と表示する。

大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)

 遺伝子組換え農産物が存在しない農産物について、「遺伝子組換え〇〇を使用していません。」などと表示することはできません。

食品表示基準 第2条、第3条、第9条、第18条関係 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

遺伝子組換え食品の表示に関する問題

全1問



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

遺伝子組換え食品の表示に関する問題

問題

「新たな遺伝子組換え表示制度」開始後における、次の①～③の加工食品の一括表示(原材料名欄)について、間違っているものを1つ選んでください。

なお、当該食品は、遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように、分別生産流通管理が適切に行われたことを確認したとうもろこしを原材料としています(意図せざる混入率:3%)。



- ① 原材料名
- ② 原材料名
- ③ 原材料名

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

遺伝子組換え食品の表示に関する問題

問題

答え：③

解説

意図せざる混入率が3%であるため、「遺伝子組換えでない」と表示することはできない。

遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる農産物及びそれを加工食品の原材料とした場合に「遺伝子組換えでない」と表示することができる。



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課